

こんにちは、東京京橋カウンセリングオフィスです。

『こころとからだの健康』をテーマとして、日々の暮らしに役立つような情報を発信していきたいと思えます。第42回では、「公認心理師」についてご紹介します。

第30回のコラムでは臨床心理士についてご紹介しましたが、まだご紹介していない資格があります。それが国家資格である公認心理師です。2017年9月15日に公認心理師法が施行され、日本では初めての心理職の国家資格として公認心理師が誕生しました。資格の管轄は厚生労働省と文部科学省です。名称独占資格のため、資格保有者以外が「公認心理師」及び「心理師」を名乗ることはできません（心理“士”は名称独占の対象ではありません）。臨床心理士との違いが気になるかと思いますが、今のところ業務内容に大きな違いはありません。ただし、公認心理師法では、支援の対象となる方に主治医がいる場合はその指示を受けなければならないことが明示されています。そのため、当オフィスでは公認心理師法に則り、心療内科や精神科を受診されている場合は、主治医とご相談の上紹介状のご持参をお願いしております。

当オフィスは全員が公認心理師資格を有しております。些細なことでも構いません、心に関するお困りごとがあればどうぞお気軽にお問い合わせの上、ご相談ください。